平成26年(3)第31号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債務者は,福井県大飯郡高浜町田ノ浦1において,高済発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。

申立費用は債務者の負担とする。

2

里由の要用

基準地震動である700ガルを超える地震について

基準地震動は原発に到来することが想定できる最大の地震動であり、基準地震動を適切に策定することは、原発の耐震安全性確保の基礎であり、基準地震動を超える地震はあってはならないはずである。

しかし,全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり 想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来している。本件原発の地震想定が基本的には上記4つの原発におけるのと同様,過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づいてなされ,活断層の評価方法にも大きな違いがないにもかかわらず債務者の本件原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない。 加えて、活断層の状況から地震動の強さを推定する方式の提言者である入倉 孝次郎教授は、新聞記者の取材に応じて、「基準地震動は計算で出た一番大き な揺れの値のように思われることがあるが、そうではない。」「私は科学的な 式を使って計算方法を提案してきたが、平均からずれた地震はいくらでもあ り、観測そのものが間違っていることもある。」と答えている。地震の平均像 を基礎として万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を 策定することに合理性は見い出し難いから、基準地震動はその実績のみならず 理論面でも信頼性を失っていることになる。 基準地震動を超える地震が到来すれば,施設が破損するおそれがあり,その場合,事態の把握の困難性や時間的な制約の下,収束を図るには多くの困難が

伴い、炉心損傷に至る危険が認められる。

基準地震動である700ガル未満の地震について

本件原発の運転開始時の基準地震動は370ガルであったところ,安全余裕があるとの理由で根本的な耐震補強工事がなされることがないまま,550ガルに引き上げられ,更に新規制基準の実施を機に700ガルにまで引き上げられた。原発の耐震安全性確保の基礎となるべき基準地震動の数値だけを引き上げらげるという対応は社会的に許容できることではないし、債務者のいう安全設計思想と相容れないものと思われる。

基準地震動である700ガルを下回る地震によって外部電源が断たれ、かつ 主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあることは債務者においてこ れを自認しているところである。外部電源と主給水によって冷却機能を維持す るのが原子炉の本来の姿である。安全確保の上で不可欠な役割を第1次的に担 う設備はこれを安全上重要な設備であるとして、その役割にふさわしい耐震性 を求めるのが健全な社会通念であると考えられる。このような設備を安全上重 要な設備でないとする債務者の主張は理解に苦しむ。債務者は本件原発の安全 設備は多重防護の考えに基づき安全性を確保する設計となっていると主張して いるところ、多重防護とは堅固な第1陣が突破されたとしてもなお第2陣、第 3庫が控えているという備えの在り方を指すと解されるのであって、第1陣の 備えが貧弱なため、いきなり背水の陣となるような備えの在り方は多重防護の 意義からはずれるものと思われる。

基準地震動である700ガル未満の地震によっても冷却機能喪失による炉心損傷に至る危険が認められる。

冷却機能の維持についての小括

日本列島は4つのプレートの境目に位置しており,全世界の地震の1割が我が国の国土で発生し,日本国内に地震の空白地帯は存在しない。債務者は基準地震動を超える地震が到来してしまった他の原発敷地についての地域的特性や

高浜原発との地域差を強調しているが,これらはそれ自体確たるものではないし,我が国全体が置かれている上記のような厳然たる事実の前では大きな意味を持つこともないと考えられる。各地の原発敷地外に幾たびか到来した激しい地震や各地の原発敷地に5回にわたり到来した基準地震動を超える地震が高浜原発には到来しないというのは根拠に乏しい楽観的見通しにしかすぎない上,基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るというのであれば,そこでの危険は,万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険である。

1 使用済み核燃料について

使用済み核燃料は我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼす可能性があるの に、格納容器のような堅固な施設によって閉じ込められていない。使用済み核 燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要する ということに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立 つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにか ような対応が成り立っているといわざるを得ない。また、使用済み核燃料プー ルの給水設備の耐震性もBクラスである。

5 被保全債権について

本件原発の脆弱性は, ①基準地震動の策定基準を見直し, 基準地震動を大幅に引き上げ, それに応じた根本的な耐震工事を実施する, ②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性を S クラスにする, ③使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む, ④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性を S クラスにするという各方策がとられることによってしか解消できない。また, 地震の際の事態の把握の困難性は使用済み核燃料プールに係る計測装置が S クラスであることの必要性を基礎付けるものであるし, 中央制御室へ放射性物質が及ぶ危険性は耐震性及び放射性物質に対する防御機能が高い免震重要権の設置の必要性を裏付けるものといえるのに, 原子力規制委員会が策定重要権の設置の必要性を裏付けるものといえるのに,原子力規制委員会が策定

した新規制基準は上記のいずれの点についても規制の対象としていない。免費 重要様についてはその設置が予定されてはいるものの、猶予期間が設けられて いるところ、地震が人間の計画、意図とは全く無関係に起こるものである以 上,かような規制方法に合理性がないことは自明である。 原子力規制委員会が設置変更許可をするためには、申請に係る原子炉施設が 新規制基準に適合するとの専門技術的な見地からする合理的な審査を経なけれ ばならないし、新規制基準自体も合理的なものでなければならないが、その趣 目は、当該原子炉施設の周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼす等の深刻 な災害が万が一にも起こらないようにするため、原発設備の安全性につき十分 な審査を行わせることにある(最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判 決、伊方最高裁判決)。そうすると、新規制基準に求められるべき合理性と は、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一に もないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきことにな る。しかるに、新規制基準は上記のとおり、緩やかにすぎ、これに適合しても 本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものであ る。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについ て判断するまでもなく債権者らが人格権を侵害される具体的危険性即ち被保全 債権の存在が認められる。

6 保全の必要性について

本件原発の事故によって債権者らは取り返しのつかない損害を被るおそれが 生じることになり、本案訴訟の結論を待つ余裕がなく、また、原子力規制委員 会の設置変更許可がなされた現時点においては、保全の必要性も認められる。

オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会の開催について

内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 決定 平成27年6月30日

現在、内閣府において、原子力発電所が設置されている 13 地域ごとに地域原子力防災協 議会を設置し、関係地方公共団体、内閣府と国の関係機関等が参加して、原子力災害時の地 域の緊急時対応について、具体化・充実化を進めている。

ては、防災基本計画において、国が放射線防護に係る基準を定めること等が定められている 警察、消防等の実動組織を除く。)については、その安全確保に関し、必ずしも制度的な措 この中で、原子力災害時に緊急事態応急対策等に当たる防災業務関係者の安全確保につい ところであるが、そのうち、特にオフサイトで対応に当たる民間事業者や公務員(自衛隊、 置がなされていない状況にある。

緊急時の防護措置や被ばく線量管理、健康管理等の在り方について、専門的・技術的な観点 ついては、政府として、オフサイトの防災業務関係者(実動組織を除く。以下同じ。)に から検討を行うことを目的として、オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会 対する適切な安全確保を推進するため、オフサイトの防災業務関係者に対する、平時の研修、 (以下「検討会」という。)を開催する。

2. 構成員

- 検討会は、別紙に掲げる有識者及び関係府省庁をもって構成し、内閣府政策統括官(原 子力防災担当)が開催する。
- 検討会の座長は、構成員の互選によって決定する。
- 座長は、必要に応じ、その他の関係者の出席を求めることができる。

3. 検討会の庶務

検討会の庶務は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)及び参事官 (地域防災・訓練担当) において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他の必要な事項は、座長が定

オフサイトの防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会

構成員

常任理事
5人日本医師会
公益社団法
田田

石井

※敬称略·五十音順

教授 公立大学法人大分県立看護科学大学看護学部 偷明 里

即学長 国立大学法人広島大学 研厂

神谷

鈴木

教授 国際医療福祉大学 吊

公立大学法人福島県立医科大学放射線災害医療センタ 長谷川有史

国立研究開発法人原子力研究開発機構 バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所副所長 兼放射線管理部長 琢麔 四瀬

理事·副学長 国立大学法人長崎大学 上日

公立松任石川中央病院 邦彦 4年日

副院長

内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当) 加 右 E¥

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 椺 茶人

参事官(総括担当)

参事官(地域防災・訓練担当)付参事官補佐 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 野島久美恵

河一 斯木

原子力規制委員会原子力規制庁 原子力災害対策·核物質防護課長

原子力規制委員会原子力規制庁 原子力災害対策·核物質防護課企画官

翢

日本